

第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

○ 日 時 令和3年7月29日(木) 15:00~16:00

○ 場 所 大分市役所8階 大会議室

○ 出席者

【委員】

渡邊 博子 委員長、廣瀬 惇子 副委員長、長崎 浩介 委員、
荒金 一義 委員、増田 真由美 委員、平本 泉 委員、
三井 睦子 委員、有吉 さおり 委員、山崎 豊史 委員、
葛西 満里子 委員、寺尾 康子 委員、柳澤 和代 委員、
二宮 博 委員、帆秋 誠悟 委員、伊藤 英樹 委員、
佐藤 善信 委員 (計16名)

【事務局】

企画部審議監 広瀬 正具、企画部次長兼企画課長 小野 晃正、
企画課参事 岡村 吉宏、企画課参事 児玉 直子、
企画課公共施設マネジメント推進室長 後藤 応寿、
企画課行政改革推進室長 山口 大介、企画課広域連携推進室長 明石 雅彦、
企画課主査 高橋 和志、企画課主任 深見 千尋

【傍聴者】

なし

○ 次 第

1、開会

2、委員長及び副委員長選出

3、委員長、副委員長あいさつ

4、議 事

(1) 見直しに係る検討体制とスケジュールについて

(2) 大分市まちづくり自治基本条例について

(3) 市民意識調査の結果について

(4) その他

< 第1回 検討委員会 >

事務局	<p>会議に入ります前に、本日検討委員会の皆さまにお集まりいただくのは初めてでございますので、一言ずつご挨拶をお願いしたいと考えております。</p> <p>それでは、渡辺委員から反時計回りにご挨拶を一言お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さまこんにちは。大分大学経済学部の渡邊と申します。</p> <p>日頃より本学及び本学経済学部が大変お世話になっておりましてありがとうございます。</p> <p>この検討委員会初めての参加でございまして、お役に立てればと思っております。また、このあと説明がある市民意識調査の結果ですが、やはり自治基本条例あるいは理念というものが分かっていない世代が、若者世代であること、その若者世代をたくさん抱えている組織体でもあります。自分たちが積極的に関与することで、まちづくりができるんだということを、何らかの形でこの検討委員会をきっかけとして伝えていきたいと思っておりますので、どうぞご指導の方をよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さまはじめまして、日本文理大学経営経済学部の長崎浩介と申します。</p> <p>私大学の方では、会計学を担当しております。専門は自治体とか行政機関の会計ということでございまして、専門的立場はもとより、大分市民でございます。市民の立場から何かしら貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。大分市自治会連合会の荒金一義と申します。</p> <p>前回に続きまして今回も引き続き参加ということになりまして、前回のメンバーからは廣瀬さんと葛西さんも合わせて3人残っておりますので心強いです。気が付いたことは私なりに述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>はい、こんにちは。大分市民生委員児童委員協議会の副会長をしております廣瀬惇子と申します。</p> <p>荒金会長さんと同じく前回から携わらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。大分市福祉協議会常務理事をしております増田真由美と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>大分市社会協議会ですが、支え合って共に生きる皆が主役のまちづくりという視点で、まちづくりをしております。皆さま方の近くにも社会福祉協議会があると思っておりますので、そういった中での係りをこれからも続けていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

委員	<p>皆さんこんにちは。大分市 PTA 連合会会長を務めております平本泉と申します。小中学生の子どもを持つ保護者の代表として、微力ながらお力になればということと、また多くのことを学ばせていただきたいなというふうに考えております。1年間よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>こんにちは。大分市商工会議所女性会の方から参加させていただきました三井と申します。</p> <p>私は、ガレリア竹町で時計宝石のお店をさせていただいておりますので、お役に立てるかどうか分かりませんが、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。大分市の市民部長の佐藤でございます。</p> <p>以前から言われていることではありますが、地域の中でいろんな活動をしている方が固定化しているということがございまして、そういった方が高齢になっているということが、地域活動のいろんな問題につながっていると言われております。古くて新しい問題だと思えますけど、こういった自治基本条例を基に、より世代交代が進んでいくことを願っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。大分市企画部長の伊藤でございます。</p> <p>企画部は、まちづくり自治基本条例の所管部でございまして、この条例につきまして、皆さま方からいろんなご意見を伺いながら、今回見直しに係わらず、次の5年間の運用についてもいろいろ検討させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>はい、皆さんこんにちは。大分市議会総務常任委員会で副委員長しております帆秋と申します。</p> <p>前回の検討委員会から引き続き議会からも参画させていただきたいということで、総務常任委員会の委員長、副委員長という充て職になりますが、今回参加させていただいております。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。大分市議会の総務常任委員会委員長の二宮博でございます。しっかり意見を反映していきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。私は一般公募の方から参加させていただくことになりました柳澤と言います。よろしくお願いいたします。</p> <p>一般市民の目線から何かお役に立てることがあればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>こんにちは。一般公募から応募させていただきました寺尾と申します。</p> <p>今年の1月末まで商業施設で働いております。その後、主人の方から大分市のまちづくり自治基本条例の委員に応募してはどうかと言われてまして、今回この席におります。まちづくりこともあまりよく分かっていませんが、今から</p>

	<p>少しずつ勉強して何かお役に立てる発言ができるようになりたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。緑の工房ななぐらすの葛西満里子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>日頃はですね、麦づくりや竹林整備とかそういった活動、ボランティア活動通して地球環境を少しでもいい状態で子どもたちに繋ぎたいという思いで活動しております。また環境教育アドバイザーとして、県内各地で子どもたちや大人の方含めてですね、地球環境どうしたらいいのか、そのためにできることがたくさんあるから、皆でやろうという活動しております。</p> <p>自治基本条例は、策定するときにはたくさんの方たちと一緒に「ああじゃない、こうじゃない」と一言一句を大事にしながら作り上げてきた条例です。今回関わらせていただくのは3回目になりますが、策定当時を思い起こしながらしないといけないなと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。大分県建築士会から参加しています山崎と申します。</p> <p>普段は建物の仕事に携わっておりますので、今回は建物を通してですね、活性化や地域の貢献出来たらなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆さまこんにちは。大分市消防団女性分団分団長をしております有吉さおりと申します。</p> <p>今回初めての参加となりますが、1年間よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>なお大分市福祉保健部長斉藤委員は、所用により欠席しております。</p> <p>つづきまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>改めて私の方は、企画課長をしております小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>企画課の岡村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>企画課参事兼公共マネジメント推進室室長をしております後藤と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>企画課の児玉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>企画課広域連携推進室室長の明石と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>企画課行政改革推進室室長しております山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>同じく企画課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>同じく企画課の深見と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>以上の職員で務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「第1回 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」を開会いたします。</p> <p>まず、議事に先立ちまして、本委員会の委員長及び副委員長の選出を行いたいと存じます。</p> <p>検討委員会設置要綱第5条第1項において「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。」となっております。</p> <p>どなたか立候補される方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようでありますので、事務局から腹案を提案させていただくということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局案としまして、委員長に大分大学経済学部教授渡邊博子様、副委員長に大分市民生委員児童委員連絡協議会副会長の廣瀬惇子様をそれぞれ推薦いたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>はい、それでは、渡邊様、廣瀬様、委員長・副委員長として前のお席にご移動をお願いいたします。</p> <p>ここで、渡邊委員長よりご挨拶をいただきます。</p>
委員長	<p>今日皆さま、改めまして渡邊でございます。</p> <p>只今皆さまのご承認をいただきまして、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の委員長を仰せつかりました。微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>委員長という重要なポストにこのような形で就かせていただきまして、非常に重責を担うと同時に、責任の重さに痛感している次第でございます。当検討委員会は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によりまちづくりを行うことと、基本理念としまして大分市の最高規範として位置づけられる条例であるこの大分市まちづくり自治基本条例を規定の検討に関しまして、広く市民の間くために設置されております。皆さま方の意見を踏まえ市長に提言を行うという役割を担っております。</p> <p>どうか皆さまそれぞれのお立場から忌憚のないご意見、それからご指摘を含めましていろいろな率直なご意見をいただければと思っております。また、先ほどの自己紹介で、この条例に対していろんな方々が、それぞれの熱い思いで作られたものであると改めて認識をすることが出来ました。是非これを守って行ければということと、また、時代ですとか環境に応じて変えられるところはまた変えていければいいなと思っておりますので、皆さんと忌憚のないご意見を頂戴いただければと思っております。</p> <p>また、事務局の皆さまにおかれましては、本当に業務ご多忙の中、委員会の準備をはじめとしてさまざまな調整などがあると思っております。引き続きご苦勞おかけするかと思っておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆さま共に運営して参る所存でございますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして、廣瀬副委員長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
副委員長	<p>改めましてこんにちは。 先ほど自己紹介のときにも申し上げましたけども、このまちづくり基本条例検討委員会に、当初から参加させていただいている経験を副委員長という立場で生かしていきたいと思っています。 委員長さんをはじめ、それから委員の方々皆様への何かお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、これより、議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項において「委員長が委員会の議長となる」となっておりますことから、渡邊委員長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、議事に移ります。 まずお手元にごございます次第に沿いまして、議事1の「見直しに係る検討体制とスケジュールについて」事務局からご説明お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、「大分市まちづくり自治基本条例見直しに係る検討体制とスケジュール」につきまして、「資料1」に沿って、ご説明いたします。 2頁をご覧ください。 「大分市まちづくり自治基本条例の検討体制について」、でございます。 検討体制といたしまして、資料左側に記載しております「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」、右上に記載しております「大分市まちづくり自治基本条例庁内検討委員会」のふたつの組織で検討していく予定でございます。 庁内検討委員会につきましては、久渡副市長を委員長として、条例の見直しに係る調査・研究などを行うこととしており、条例の見直しのあり方について検討を行ってまいります。 また庁外検討委員会であります「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」は、学識経験者及び関係団体からの推薦や公募による市民の方にご参画いただきますほか市議会議員、市職員も参画しております。検討委員会では、7月から11月にかけて、条例について協議検討を行っていただき、市民意識調査の結果等を踏まえながら、条例に基づく事業等の成果等についても検証していただくなかで、検討結果を11月目途に市長にご提言いただくこととしております。 いただきました提言の内容や庁内検討委員会の検討結果を踏まえ、条例の見直し等の方針について決定してまいりたいと考えており、その結果、条例の改正が必要な場合は、改正案について、パブリックコメントによる意見募集を経て、令和4年第1回定例会において議案を上程し、ご審議いただいたのち、議</p>

決をいただく予定としております。

2頁をご覧ください。

「大分市まちづくり自治基本条例見直しのスケジュール」についてでございます。

今後のスケジュールにつきまして、外部組織であります「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」を左側青色で、庁内組織であります「大分市まちづくり自治基本条例庁内検討委員会」を右側赤色で記載しております。

赤色で記載しております「大分市まちづくり自治基本条例庁内検討委員会」は、第1回会議を7月19日に開催したところであり、見直しに係る検討体制とスケジュールや市民意識調査の結果、自治基本条例の検証に係る成果・課題・今後の方向性について、検討いたしました。

資料左側をご覧ください。

「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」において、計4回の会議を開催する予定でございます。

本日7月29日に第1回会議を開催しており、委嘱状を交付するとともに、条例の内容説明や市民意識調査の結果について、ご検討いただくこととしております。

その後、第2回を8月下旬、第3回を9月下旬に開催予定としており、章ごとに自治基本条例の検証に係る成果・課題・今後の方向性について、検討いただくとともに、第3回には提言書の構成について、ご検討いただくこととしております。

次に、右側に記載しております第2回庁内検討委員会を10月11日に開催し、外部検討委員会の検討経過を報告するとともに、提言書(案)の構成等について報告する予定としております。

次に、左側に記載しております第4回検討委員会を11月上旬に開催し、提言書についてご協議いただき、11月25日に市長へ提言報告いただくこととしております。

その後、第3回庁内検討委員会を11月29日に開催し、市長へ報告いたしました提言を踏まえた条例の見直しのあり方について、検討する予定としております。

「大分市まちづくり自治基本条例見直しに係る検討体制とスケジュール」の説明は以上でございます。

続きまして資料2をご覧ください。

大分市まちづくり自治基本条例総称にあたっての視点と進め方につきまして、ご説明いたします。

検証にあたっては、下記の視点1・視点2に基づきまして、大分市としての内部評価や今後の方向性を「庁内検討委員会」でとりまとめ、その内容を「まちづくり自治基本条例検討委員会」へお示しし、視点3に基づいた条例修正の必要性や進捗状況等に対する意見をいただくこととしております。最終的に、視点4に基づく提言書をご提出いただき、市として条例改正等の必要性について判断していきたいと考えております。

まず、「視点1」これまでの取組(条例の進捗状況)として、各条文の趣旨を踏まえて、これまでどのような取組を進めてきたのかを「庁内検討委員会」

で整理しました。

次に、「視点2」成果・課題と今後の方向性として、条例を推進する中から見えてきた成果・課題や、今後の取組の方向性を整理しました。

これらを検討し、市としての考え方をまとめたものが「資料4」「令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について」でございます。

次に、「視点3」条例修正の必要性として、視点1・視点2を踏まえ、次の(1)～(4)に基づき、条文修正の必要性について、検討委員会より意見をいただくこととしております。

まず、(1) 条例の規定は妥当な内容か、としまして、制定当初のねらい、推進状況や現在の社会状況等と照らし合わせて、不備な点はないかといった観点から検討いただきたいと考えております。

次に、(2) 条例の規定に、あいまいな点や難しい点はないか、としましては、解釈が分かれるような表現はないか、市民から見てわかりにくい表現はないかといった観点から検討いただきたいと考えております。

次に、(3) 条例の規定を修正する必要があるか、としましては、修正する場合は、修正にあたっての考え方と修正内容を整理していただき、修正しない場合は、その考え方を整理していただきたいと考えております。

次に、(4) 新たな規定を設ける必要があるか、としましては、既存の条文以外に、新たに加えるべき規定はないかといった観点から検討いただきたいと考えております。

最後に、「視点4」まちづくり自治基本条例検討委員会からの提言として、条例の推進状況や成果・課題などを踏まえ、下記の考え方に基づく条文修正の必要性や今後の推進に向けての提言をとりまとめていただきたいと考えております。

考え方としましては、(1) 各条文に沿った取組みが適切に行われているか、(2) 条文修正の必要性は妥当か、(3) 条例の推進に向けての自由意見の3点を想定しております。

説明は以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問ありませんか。

スケジュールとしては、かなりタイトなスケジュールでもあるので、皆さまどうぞ本当に忌憚のないご意見などご発言いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

何かございましたら、後ほどでもいただければと思います。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

議事2番目「大分市まちづくり自治基本条例について」事務局の説明をお願い申し上げます。

事務局

それでは議事2 大分市まちづくり自治基本条例につきまして、「資料3」に沿ってご説明いたします。

1頁をお開きください。

1. 大分市まちづくり自治基本条例について、でございます。

まちづくり自治基本条例とは、市民、議会、行政が市民主体のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めたものでございます。この条例の策定前までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすればいいのか。議会、行政にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

まちづくり自治基本条例は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例でございます。

2. 大分市まちづくり自治基本条例の必要性について、でございます。

地方分権改革の進展や市民ニーズの多様化により、政策の形成過程等から市民が関わるができるように、基本的な方針などを明らかにすることも求められています。

このような時代の変化や要請に応え、大分市の特性を生かした独自のまちづくりを協働して進めるために、市民、議会、行政それぞれの役割や責務を明らかにし、ルール化したものがまちづくり自治基本条例です。

3. 大分市まちづくり自治基本条例ができた後のまちづくり、でございます。

本条例に規定される内容の大部分は、既に大分市においても取り組まれているものでありますが、必要な情報を共有することで、市民参画の機会が確保され、市民の意見がより市政に生かされるようになり、市民主体のまちづくりが進むものと期待されます。

2頁をお開きください。

本条例のポイントについて、でございます。

まず、「市民の幸せな暮らしの実現を目指すために、市民主体でまちづくりを行う」ことを自治の基本理念として掲げ、その下の基本原則として、「市民総参加の原則」「情報共有の原則」「協働の原則」の3つを据えております。

3頁をお開きください。

市民、議会、行政の役割と責務を記載しております。

市民は、まちづくりに参画することができること、市政に関する情報について公開や提供を求めることができること、互いの権利を尊重することなどを謳っております。

議会は、住民の代表機関、本市の意思決定機関を担うこと、市民福祉の向上を図ることを基本とすることなどを謳っております。

そして行政は、事務の管理、執行、権限の適正な行使をすること、市民福祉の向上を図ること、全体の奉仕者として職務に従事することなどを謳っております。

以上のポイントを明文化したものが本市の自治基本条例であり、次の4頁のような構造を記載しております。

まず、前文では、この条例を制定する意義を市民が宣言する形で記載しております。

そして第1章として目的や言葉の定義を定めています。

第2章は、基本理念、基本原則であり、先ほど2頁の資料で説明させていただいた点を明文化しております。

第3章は、市民、議会、市長等の役割等について触れており、ここではさき

ほど3頁の資料で説明させていただいた点をうたっております。

第4章から第6章までは、自治の仕組みとして、行政運営、市民参画等、まちづくりの推進という大きく3つの項目で分類しております。こちらについては、市民主体のまちづくりの具現化するための方法や考え方について述べております。

そして最後に第32条ではこの条例が、本市の自治の最高規範であることを規定しております。

以上が条文全体の構成でございます。

条例概要の説明は以上でございます。

続きまして、資料4「令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について」逐条解説と規定に基づく取組をご覧ください。

本条例の条文についての解説、行政として進めてきた条文に基づく取組とその成果・課題・今後の方向性を、条項ごとにまとめたものになっております

第2回目、第3回目検討委員会において、成果・課題・今後の方向性を踏まえ各条ごとに検討いただく予定としております。具体的な取組を定めた条文は第11条からとなりますので、本日は前文から第10条までをご説明させていただきます。第11条以降は、第2回目以降の検討委員会において説明をさせていただきますので、大変申し訳ございませんが、本日の説明は割愛させていただきます。

3頁をお開きください。

まず、「前文」でございます。

最初に、大分市の自然や歴史、あるいは、人権尊重の理念などに触れたあと、結びとして、この大分市を次世代へと引き継いで行くとともに、さらに発展させていくことを誓うとしています。この「次世代」、つまり、将来を担う子どもを意識した内容を規定している点が、大分市まちづくり自治基本条例の特徴であると言えます。

続きまして、5頁をお開きください。

「第1章 総則」では、この条例の目的及びこの条例で使用する用語の定義を定めています。

第1条では、「目的」について、でございます。

この最後の行で市民主体による自治の実現を図ることを定めています。この「市民が主体である」というのがこの条例の根底にある考え方となっております。

6頁をご覧ください。

第2条は「定義」について、でございます。

この条例における「市民」の定義として、(1)市内に住所を有する者、(2)市内に通勤し、又は通学する者、(3)市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体を定義しております。

解説の2つ目の○印に示しておりますとおり、本市における自治やまちづくりに関わる活動は、市内に住所を有している個人だけによって行われているのではなく、市内にある事業所に通勤してくる人や学校に通学してくる人、あるいは、市内で事業を営む事業者や、地域で活動を行う活動団体、ボランティア団体、NPO法人など様々な団体によって行われています。まちづくりに関

する活動を行う「市民」には、未成年者や外国人も含まれ、今後地域における活動を推進して行く上では、本市のまちづくりを担う、これらすべての人々や各種団体等が行う活動がますます重要になってきます。

8頁をお開きください。

「第2章 基本理念及び基本原則」では、この条例の中で重要な項目として、自治の基本理念と自治を進める上での基本原則を定めています。

第3条は「基本理念」について、でございます。

第3条については、この条例の趣旨に沿ったまちづくりを行う際の最も重要な柱であると言えますが、その上で「市民の幸せな暮らしの実現を目指す」ことを基本理念としております。

3つ目の○印に示しておりますとおり、本市におけるまちづくりは、当然「市内に住所を有する者」が主役となっていくものですが、市外からの流入人口が多い本市の特性や、まちづくりにおいて事業者や団体が果たす役割が重要性を増している最近の状況を見据えたとき、本市が、自己決定、自己責任による独自のまちづくりを進めていく上では、大分市に住所を有する人のみではなく、通勤者や通学者、企業等の法人を含め、大分市に関わりのあるすべての力が必要となってきます。

また、それぞれの市民が有する権利には違いがあることを前提としながらも、それぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことが、本市のまちづくりを発展させ、ひいては住民自治の確立へと繋がっていくものと考えられることから、それらを踏まえ、ここでは「市民主体によるまちづくり」という言葉を使っています。

また、8頁下段には「自治」と「まちづくり」の定義について、記載しております。

9頁をお開きください。

自治についてあまり詳細な定義を置くことは困難ではありますが、どのような自治組織であっても、「自分たちのことを自分たちの責任で処理する」という考え方に共通しています。

一方「まちづくり」については、敢えて定義すると、例えば「市や地域（まち）が抱えている共通の課題を解決し、暮らしやすいまちを実現するために行政と市民が協力（協働）して行うハード・ソフト両面における公共的な活動の総体」というようなことになりませんが、そこには多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動のかたちがありえます

それぞれの地域（まち）の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきであると考えています。

以上のことから、これらの言葉の定義については、あえて規定することを避け、それぞれの地域の現状や時代背景に応じた解釈に委ねることとしております。

10頁をご覧ください。

第4条では、「基本原則」として（1）市民総参加の原則、情報共有の原則、協働の原則の3つを掲げております。

まず、2つ目の○に示しておりますとおり、第1号では、市民は、まちづくりの主役であり、その市民が主体的にまちづくりに参加することを原則として

います。

ただし、市民に対しまちづくりへの参加を強制するものではなく、あくまでも市民の自発的な参加を促すものであり、また、参加のあり方についても、その置かれた状況によっていろいろな形があり得るものと考えます。たとえ小さな取組であっても、市民がそれぞれのできる範囲でまちづくりへと繋がる行動を選択することが、まちづくりへの参加の第一歩であると捉えています。

次に、第2号では、市民がまちづくりに参加するには、市政に関するあらゆる情報を市民が知り得る状況にあることが必要です。

そのため、市民、議会、市長等の三者が等しくまちづくりに関する情報を共有することを原則としています。

次に、第3号では市民、議会、行政が協働してまちづくりに取り組むことを原則としています。この場合の「協働」とは、あくまでも市民自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものであることから、行政が責任を持って行うべきものについてまで、市民に責務を負わせる趣旨のものでないことは言うまでもありません。

11頁をお開きください。

「第3章 市民、議会及び市長等の役割等」では、市民の権利や責務、議会、市長等の基本的役割と責務について定めています。

第5条は、「市民の権利」について、でございます。

この第5条に規定されているものが、市民が有する権利のすべてというわけではなく、市民が本来有している権利のうち、自治やまちづくりへの参画などに直接関わりがある内容に絞って規定しているものです。

また、この条例の特徴の一つは、子どもにスポットを当てていることであるとお説明しましたが、この「市民の権利」の中でも、将来の担い手である「子ども」の権利を敢えて抜き出して謳うことによって、教育、福祉、家庭、地域社会、事業活動など、あらゆる面における子どもの生育環境の整備やそれへの配慮を意識した規定となっています。

12頁の一つ目の○に示しておりますとおり、第1項では、何事にも安心して安全かつ快適に過ごす環境を求めていくことができる権利を規定しています。ここで「求めていく」というのは、例えばすべてを行政に求めるというような意味ではなく、行政に求めるべきことは行政に求め、それ以外に自らが行うべきことは自らが行い、行政や他の市民と協力して行うことは協力して行うなど、「自助、共助、公助」を念頭に置いた上で、より良い環境づくりをめざしていくという趣旨になります。

第2項では、安心して安全かつ快適な生活を送るために定められたルールの範囲で、市の行政サービスを受ける権利があることを規定しています。これは、地方自治法に謳われている住民の権利と同様の趣旨を確認的に規定したものでございます。

第3項では、市民が自発的かつ主体的にまちづくりに参画できることを定め、特に、子どもについても、それぞれの年齢や役割に応じたかたちで、まちづくりに参画できることを規定しています。

第4項では、市民がまちづくりに参画し、協働するための前提となる「知る権利」を保障し、本市が保有する情報の公開又は提供を求めることができる旨

を規定しています。

第5項では、まちづくりを次の世代へと引き継いでいくという観点から、子どもが将来大人になったときに、地域社会を担う市民となれるよう、健やかに育つ環境を求めることができることを規定しています。

13頁をお開きください。

第6条は、「市民の責務」について、でございます。

第5条の市民の権利に対応して市民が負うべき責務について具体的に規定したものです。

2つ目の○に示しておりますとおり、第1項では、市民が自治の主体としての権利を行使するにあたり、まちづくりに関して果たすべき責務を、(1)から(5)として規定しています。

考え方の基本としては、市民の権利に関する規定と同様に「自助、共助、公助」を念頭に置いたものとなっておりますが、特に、第2号や第3号においては、まちづくりに参画する場合の前提として、互いが持つ思想や価値観、文化、生活習慣などを理解し、それらを尊重した上で、お互いに協力しながら取り組むよう努めることや、まちづくりに参画する権利を行使する場合は、他の市民へ配慮するほか、地域や市全体の利益についても考慮するなど、自らの発言と行動に責任を持たなければならないこととしております。

14頁2つ目の○に示しておりますとおり、第2項は、大分市の地域づくりを将来的に担うこととなる子どもが健やかに育つための環境づくりとして、例えば、児童虐待への対応、学校教育・家庭教育の充実に向けた取組など、様々な対策を講じるべきことについて市民・大人の責務の側面から規定したものであり、この条例における特徴的な部分の一つでもあります。

第3項は、市民の一員である事業者や自治会、NPO等が、それぞれの所在地域における社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に貢献するよう努めることを規定しています。まちづくりにおいて、事業者や各種団体等が果たす役割は、今後ますます高まっていくことから、このような規定を置いています。

15頁をお開きください。

「第2節 議会」では、議会の基本的役割と責務を定めています。

第7条は、「議会の基本的役割と責務」について、でございます。

1つ目の○に示しておりますとおり、議会が「住民の代表機関」「本市の意思決定機関」であることや、市政の運営に関し市長と並び二元代表制の一翼を担う重大な責務を有することなどを規定していますが、これらはいずれも既に制定されている「大分市議会基本条例」に謳われている内容のうち、特に重要な事柄を抽出したものです。また、議会の活動原則、その他の基本的事項については、議会基本条例で定めることとしています。

16頁をご覧ください。

「第3節 市長等」では、市長等の基本的役割と責務、市長の基本的役割と責務、職員の責務を定めています。

第8条は、「市長等の基本的役割と責務」について、でございます。

1つ目の○に示しておりますとおり、本条の規定には、既に地方自治法などに定められている規定と趣旨を同じくするものもありますが、それらを含めて

市長等の役割のうち特に重要と考えられるものをここで規定することによって、それらを市民に対し分かりやすく示すとともに、行政として果たすべき役割を改めて確認する意味を込めています。

18頁をお開きください。

第9条は、「市長の基本的役割と責務」について、でございます。

1つ目の○に示しておりますとおり、第8条で規定する市長等の基本的役割と責務とは別に、特に市長に係る基本的役割と責務について述べています。既に、地方自治法などに定められている規定と趣旨を同じくするものもありますが、それらを敢えて規定する意図は、前条と同様です。

19頁をお開きください。

第10条は、「職員の責務」について、でございます。

1つ目の○に示しておりますとおり、市長等の補助機関として市政運営に携わる職員について、職務を遂行する上での責務を述べています

第11条以降については、次回以降、条文について解説、条文に基づく取組とその成果・課題・今後の方向性をご説明させていただき、各章ごとにご議論いただく予定としております。

条文についての説明は以上でございます。

続きまして、資料5をご覧ください。

大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言、前回、平成28年度の見直し時にいただきました提言でございます。

1頁目の「2 条例改正の必要性について」をご覧ください。

前回の検討委員会では、「大分市まちづくり自治基本条例」の趣旨に沿った市政運営がなされているかという視点を中心に、本条例に関連する各種条例、制度、事業等の運用状況について検証を進め、その結果、条例の周知や市民がまちづくりへ参画できる環境整備など運用面において創意工夫が必要な部分があるものの、条文そのものの修正は不要との結論に至ったとの提言をいただいたところでございます。

今回は条例制定後2回目の見直しの検討でございますので、こうした提言も踏まえながら、ご議論いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご意見・ご質問等・ご感想何でも結構ですので、どなたかいらっしゃいませんか。

今まで携われた中で、今のご説明詳細にいただいたのですが、何か付け加えることなどございましたら。葛西委員、荒金委員も何か付け加えることがありましたら、どうでしょう。

委員

素晴らしいまとめ方だと思います。前回とほとんど変わった言葉はありませんが、よくまとめたなということと、それとどのような会でもそうですが、市民・議会・行政の三位一体が必要ということいろいろ入ってきていますが、まちづくりの活動は自治会の方に流れてくることが多いですね。例えば NPO 法人で必要とか書いてありますが、結局自治会の方に流れてくる。今回の自治

	<p>基本条例について協働や三位一体というところで、行政には指導的立場を發揮していただきたい。</p> <p>私ども自治会の方でも、理解できる部分はあるんですよ。しかし理解できないものが多いと思っております。そういうことで、前回に引き継いでちょっと気のついたこと、また提言ということで言葉にさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今のコメントに関していかがですかね。事務局の方から何かご回答がありましたら。</p>
事務局	<p>企画課の小野でございます。ありがとうございます。</p> <p>この自治基本条例を策定して、まちづくりを推進させていただいております。当然、荒金会長さんはじめ、自治会長さん及び自治委員さんの方にいろんなご依頼をすることがまちづくりにおいてたくさん多くございます。</p> <p>ただその中で、自治会長さんと自治委員さんですね、きちんと定義分けを検討する会議も市民部の方でさせていただきましたし、やはり負担の軽減も私ども執行部としてもしっかりと受け止めて、各部署、各課において、あらゆるサポートを出来る体制を取っていこうと取り組みを進めておりますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>この「まちづくり自治基本条例」という名前だけでもなかなか難しく、これをまず市民の方々に対してどれだけ周知していただけているのか、それがとてもやっぱり不安なところなんです。これを策定するときには、いろんな会もたくさん開催したのですが、なかなか集まっていただけの方も、そんなに数が多くなかったというふうに思っております。</p> <p>その後も、市報等でのPR等を行ったと思うのですが、やはり私たち策定に携わった人間でさえ、なかなかとっつきにくいとなると、尚更一般の方々にとっては、読むことすら難しいことではないかなと思います。何か少しずつでも周知していただく方法を検討していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>いかがでしょうか。ご回答、コメントいただけますか。</p>
事務局	<p>企画課小野でございます。ありがとうございます。</p> <p>自治基本条例策定した後に、私どもが地元やさまざまな関係団体に出向いて、いろんな施策とか計画をご説明させていただいております。その時に私どもとしては、なぜこういう対応が必要なのかといったことや、こういった考え方でまちづくりをしていますという説明をするときに、自治基本条例の理念に基づいた政策決定していますといったこと、市民の皆さまから意見を聴く場を設けていますといったことをご説明させていただいております。</p>

	<p>ただ、自治基本条例は、少し堅い名称でございますので、市民の皆さまにしっかり認識してもらうために丁寧に周知させていただいているところでございます。</p> <p>次の議題の市民意識調査の結果のところ周知の状況を報告させていただく予定ですが、半数ぐらいの方がやはり条例のことを知らないという結果で、ある程度聞いたことがあるという方も、50%切るぐらいという値になっております。</p> <p>私どもとしては、あらゆる手法を活用してしっかりと市民の皆さまに対して自治基本条例の理念をお伝えしていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>葛西委員いかかでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、今お話聞きましたが、第2回の検討委員会からこれまでの実績を含めた報告がされると思うので、それをしっかり私たちが受け止めて、もう少しどうあたら皆さんに理解してもらえるだろうかと考える必要があると思います。例えば、自治基本条例というネーミングが難しいので、もう少し若い人などに受け入れられやすいような柔らかいネーミングに変えるとかそういった検討が出来たらいいのかなと思ったりしております。</p> <p>自治会長だけでなく、次の世代の方たちがもっとまちづくりに関わっていただけるような何かがあたらいいなと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回本当にありがたく一般公募として参加してくださいましたお二方からご覧になられて、実質的に条例についてどのように考えておられますか。生活の中での自治基本条例の認識みたいなものは、どのように捉えているのかなと感想を聞かせていただけるとありがたいです。いかかでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>すいません、今回初めて参加していただきましたが、お恥ずかしい話で、本当に私もこの自治基本条例というのを初めて聞くところでして、こういった基本的なものがあって、特徴に沿ったまちづくりが出来てくるのだなと思うんですけども、実際にこの条例に基づいてどういったことが出来るのかというのが、ちょっとまだ分からないところであります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>大事なことだと思いますので、どういうことが出来るのか、イメージが出来るようにご説明をしていただけますとありがたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>企画課小野でございます。</p> <p>自治基本条例は、やはりまちづくりの基本でございます。名前の通りまちづくり自治基本条例でございます。当然、基礎自治体にはいろんな業務がござい</p>

	<p>ます。福祉、教育、さらには道路を作る等、色々な形の業務がございますけども、こうしたことを含めて市民の皆さんと一緒にまちづくりをするということを明文化しています。ですので、この条例自体知らなくても、例えば、道路を作る時に、地元の方からいろんなご意見をいただいて、取りまとめて、道路建設のペース等を地元の方にご説明させていただき、予算は議会の承認をいただきまして、その翌年に事業着手という形になります。</p> <p>こうした市民との対話を行い、一緒にまちづくりを行おうという概念的な規定を最高規範として示させていただいているのが自治基本条例になろうかと思えます。この自治基本条例は、大分市が市政執行するすべての事業に関し関係すると考えていただければと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>いかかでしょうか。</p> <p>意識でなく、無意識に皆さんが行っていることが、このまちづくり自治基本条例などに関わってくるところだと思っています。それを明文化したり、こういうことをするルール化しているのがこの条例だと思っています。無意識に皆さんが行っていることや参加していることが、自治基本条例の一翼を担っているということだと思えます。</p> <p>他いかがでしょうか。率直な感想などいただけますとありがたいです。</p>
<p>委員</p>	<p>最初にご挨拶させていただいた時にも同じこと言ったのですが、自治基本条例のことがよく分かっていなかったのですが、今のご説明で何となくそういう事かと分かりました。でもやっぱり、正直言って、まちづくりに関して人ごとだったと思います。よほど何かないと自分の意見を言っても、それを取り入れてもらえるとか、検討してもらえとかいう事がないと思って考えたことがなかったもので、委員としてここに座っていることがすごいなと感じるのが感想です。今先ほど葛西委員がおっしゃったように、「自治基本条例」という名前ではなくて、覚えやすく馴染みやすい横文字やカタカナのネーミングにできたらどうでしょうか。若い人から年配の方も人覚えやすいようなネーミング。自治基本条例のサブタイトルのようなものがあつたらいいなと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>いかかですか。今の市民の方の率直なお言葉というか、お気持ちだと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>企画課小野でございます。</p> <p>この委員会の中で、自治基本条例の例えばサブタイトルとか、市民に分かりやすいネーミング等に関するご提言をいただければと考えておえますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>長崎委員、今話を踏まえして、ご専門家の立場として何か一言いただける</p>

<p>委員</p>	<p>と有難いです。</p> <p>自治基本条例を知らなかったという事、やはりそれが一般市民の率直な意見、ご感想だろうと思います。これはこの後の議題になると思うのですが、「まちづくり自治基本条例知っていますか」というアンケートで、「聞いたことがない51.1%」となっており、前回の検討の際でも半数の市民が知らないという状況とのことでした。大分市は中核市の中でも人口規模が大きい市であります。大きい市であればあるほど行政と市民の間の距離が遠くなりがちだと思います。比較的抽象的な内容の条例でなかなか市民に分かりにくいものだと思うのですが、それでも約半分の市民が知っているというのは、逆に凄いことではないかなというふうに率直に思ったところです。</p> <p>やっぱりこういうものは、条例の性質上抽象的な話にならざるを得ないのですが、それを更に条例の理念と浸透させていくには、これから次回以降の委員会で出てくると思うのですが、具体的な取り組みを通じて浸透させていくというのが、やはり一番有効な手段だと思いますので、そういった意味で次回以降のこれまでの取り組みの成果がありますとか、それを踏まえて委員の皆さんの発言に期待をしているところですので、全体としては比較的うまく進んでいるんじゃないかという印象を受けているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では議事の3番目に移りたいと思います。「市民意識調査の結果について」事務局からご説明お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「議題3 市民意識調査の結果について」につきまして、「資料6-1」に沿って、ご説明いたします。</p> <p>資料右側、調査の概要を記載しております。</p> <p>1. 調査の目的でございますが、市政に対する市民の皆さまの率直なご意見をお聴かせいただき、今後の大分市のよりよいまちづくりの参考資料として活用することを目的として実施しました。</p> <p>2. 調査の項目は、回答者の属性、大分市への居留意向、大分市総合計画施策の取組に対する重要度と満足度、大分市総合計画で力を入れて欲しい政策、行政サービスの身近さ、大分市が行っている業務や個別の事業に関する質問の6項目を調査いたしました。</p> <p>3. 調査の方法等でございます。</p> <p>市内全域を調査地域といたしまして、住民基本台帳に記載された市内在住の18歳以上の市民を調査対象として実施いたしました。対象者数3,500人を無作為に抽出し、郵送による調査票の配布にて調査を行いました。令和2年11月9日～12月7日を調査期間とし、郵送またはインターネットによって調査票を回収しております。</p> <p>回収状況といたしましては、発送数3,500人に対しまして、回答総数1,242人、不明戻数19人であり、有効回収率は35.7%でございました。</p> <p>参考までに4として過去の調査状況を記載しております。</p>

1枚めくっていただきまして、1頁をご覧ください。

ここからは、令和2年度市民意識調査の調査結果のうち自治基本条例に関する部分を抜粋したものを示しております。

「大分市まちづくり自治基本条例」を知っていますか」と尋ねたところ、「まったく聞いたことがない」が51.1%、「内容もよく知っている」「読んだことはある」「読んだことはないが、名称は聞いた(見た)ことはある」を合わせると46.1%となっております。

先ほどの議論の中にもございましたが、「大分市まちづくり自治基本条例」は理念条例でございますので、なかなか市民の方が認知する機会が少ないと思いますが、「大分市まちづくり自治基本条例」の理念は各部個別計画、事業へ反映されておりますので、「大分市まちづくり自治基本条例」自体をご存じない方でも、自治会活動や市の各種施策を通して「自治基本条例」の理念を実現して下さっていることと考えております。

しかしながら、「大分市まちづくり自治基本条例」自体をご存じないという方が過半数を占めるということも事実でございますので、今後はさまざまな広報ツールを活かして条例の周知に努めてまいりたいと考えております。

3頁をお開きください。

「大分市まちづくり自治基本条例」を何から知りましたか」と尋ねたところ、「市報おおいた」の割合が最も高くなっています。

年齢別でみると、「18・19歳」を除く年代で「市報おおいた」の割合が最も高く、「18・19歳」は「大分市のパンフレットやリーフレット」「友人・知人や家族」の割合が最も高くなっており、市報による広報の効果やさまざまな機会を捉え、パンフレットを配布してきた成果が伺えます。

5頁をお開きください。

「今後、市民主体のまちづくりをより進めていくためには、どのような取組の強化、内容の充実が必要だと思いますか」と尋ねたところ、「市民がまちづくりの理解を深めるための広報活動の充実」の割合が最も高くなっております。

年齢別でみると、「市民がまちづくりの理解を深めるための広報活動の充実」の割合は「60歳代」が最も高く、「18・19歳」は「地域課題に関する市民と行政の情報共有」が最も高くなっており、まちづくりをより進めていくためには、市政全般にわたる広報活動を充実させるとともに、地域ごとに抱える課題を市民と行政が共有する必要性が伺えます。

7頁をお開きください。

「大分市まちづくり自治基本条例」を見直すべきだと思いますか」と尋ねたところ、見直すべきかどうか「分からない」と回答した人が62.2%を占めており、「見直す必要はない」が26.7%、「見直すべき」が7.1%、となっております。

さきほど申し上げたように過半数の方が「大分市まちづくり自治基本条例」をご存じない状況でございますので、ご存じない方は見直すべきかどうか「分からない」と回答したと推測されます。

今後、委員のみなさまのご意見も伺いながら、見直しの必要性について、検証を進めてまいりたいと考えております。

なお、資料6-2といたしまして、市民意識調査の結果をまとめました概要版を添付しておりますので、参考までにご覧ください。

	説明は以上でございます。
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今のご説明につきましてご意見・ご質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p>私の方から1点、最後にご説明ありました見直すべきかどうかの質問の中で、70歳以上の方々が見直すべきというご発言されているのですが、具体的にどの部分を見直すべきと考えているのは分かるのでしょうか。</p>
事務局	申し訳ございません。具体的な項目については、お聞きしていないものですから、この内容については把握しておりません。
委員長	自由回答などはなかったのですか。
事務局	自由回答の項目はございませんでした。申し訳ございません。
委員長	<p>いえ、ありがとうございます。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私たちの女性消防団の活動自体も、なかなか市民の方に分かってもらっていないという現状です。どうしたら分かってもらえるかというのは、私たち問題でもありまして、広報活動がやっぱり1番重要になってくると思います。このまちづくり自治基本条例は何で知りましたかという質問に対して。「市報おおいた」という回答が多いですけど、今市報おおいたは、回が少なくなりましたよね。そうなるともた、知る機会が少なくなっていくのではないかなというふうに思っています。広報については、やっぱり皆が知れるような方法で行うということが1番重要な課題じゃないかなと捉えております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>市報に関しては、月1回になるのですね。</p>
事務局	<p>はい、企画課小野でございます。</p> <p>コロナの状況もあるのですが、タイムリーに情報を市民の方の皆さまにお届けする必要がございます。市報はこれまで大分市では月2回配布しておりました。ただ、原稿の締め切りという話になりますと、22、3万世帯分印刷する時間が必要ですので、実はずいぶん前に締め切りがあります。そこから印刷、個別に配布ということになりますと、実は最新の情報ではなくなるということから、今後はそうしたことに重きを置いて情報をしっかりと発信していこうと考えています。</p> <p>今実は、大分市の公式ラインアカウント、ツイッター、フェイスブックといったSNSなど、あらゆる情報媒体を使って広報活動しようという動きになっております。</p> <p>やはり以前で言いますと、市報が各家庭に届いて読んでいただけるというこ</p>

	<p>とで最も重要な広報ツールであったと認識しているのですが、これからは若い世代もターゲットに、あらゆる情報ツールを使っていこうと考えています。</p> <p>また、今回コロナの関係で、大分市が新聞広告を出すということを行っています。これにより、コロナに関する支援や抗原検査センター等に関する情報を即座に市民の皆さまに広報することができます。これも、大変効果があると聞いておりますので、今回自治基本条例についても、あらゆる媒体を使って広報活動していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか</p>
委員	<p>実は私は5年ほど前に事務局側の席に座っておりまして、この内容も以前から存じ上げておりました。</p> <p>現在の立場として、大分市社会福祉協議会で福祉の視点でのまちづくりやっているわけございまして、やはりその視点の中でも、このまちづくり自治基本条例があるというのを皆さんにお知らせする必要があると今認識したところございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にいかかでございますでしょうか。</p>
委員長	<p>私は建築士会の活動を頻繁にやっているのですが、情報交換はほとんどSNSになっています。それで、市報について凄く関心がある記事があると必ず目を通すのですが、堅いイメージの自治基本条例というのは、若い方が目を通すかなというと、なかなか現状では難しいと思います。</p> <p>実際自治基本条例って何ですかという若い人たちに分かってもらうには、こういうことをして大分市がまちづくりをして、まちが良くなっているんだよと、それが自治基本条例から来ているんだよということを、どうしたら知ってただけなのか、1番いいのは、先ほど言われておりましたけど、ライン等のSNSに盛り込むというのが一つの手かなと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>若い人に対しては、ネット、SNSなどを含めて新しい媒体で広報を進めていただければということですが、結果の中で若い人たちが何で条例を知ったかという回答で、「大分市のパンフレット、リーフレット」と「友人、知人や家族」というのが33.3%。これが人数としてどれくらいになるのか分かりませんが、情報の伝達の手法があらゆるところにあると思います。友人・知人にどういう形で聞いているのかとすごく不思議な所もあるのですが、いずれにしても、是非色々な工夫をしていただきたいと思います。</p> <p>あとは、実際にこの自治基本条例を知ることが大事ですけども、それと同時にやはりまちづくりに参加してもらおうというか、実際に関わってもらおうことが本当に大事だと思いますので、2本立てでやって行ってもらえればと思いますし、</p>

	委員の皆さまの中にラインは登録されておりますか。大分市のラインは。長崎先生は。
委員	大分市の方から教えていただきまして登録しました。
委員長	もし、ラインなどお使用の方で、まだご登録されてなければ是非していただければと思います。 後はいかかでしょうか。それでは、議事4番目「その他」につきまして、事務局からご説明お願い申し上げます。
事務局	本日は議事「その他」については、特にございません。
委員長	はい、ありがとうございます。 それでは、全体的にご意見等ございましたら、よろしいですか。 何かございますか。一言お願いいたします。
委員	自治基本条例については、執行部も市長を先頭に進めていて、地域まちづくりビジョンに関連して13地区でふれあい市長室を行っています。また、議会も、今年は11月に13地区で市民意見交換会を開催し、市民の皆さまから意見を聞いて執行部にそれを伝えて、関連する5つの常任委員会にそれぞれ意見を伝えるなど積極的に取り組んでいくところでございます。
委員	私は議員になる前は、市の職員だったのですが、最後の課が市民協働推進課というところで、市民協働推進の基本指針を策定させていただきました。その時の課長、部長、副市長と話をさせていただいて、まちづくり自治基本条例という名前ではなくて、市民協働のコンセプトの中で大分市の最高規範を作っていきませんかと提案をしたのですが、これは企画課の仕事だということになり、企画課が動いてまちづくり自治基本条例が出来上がりました。 市民協働のまちづくりは、市民と行政と事業者という形の中の、自助・公助・共助という部分を前面に出して、まちづくりについて自分たちの力で出来ること頑張っていきましょうという形でソフト面的な基本指針が作られていますが、こうした考え方がまちづくり自治基本条例の一部に取り入れられております。私もその時真剣に魂を込めて作った基本指針でございます。 また、先ほどご提案がありましたようにサブタイトルと言いますか、とても面白い、とっつきやすい、耳ざわりのいい言葉を絡めていけば若者にも浸透しやすいのかなと思います。 あと委員長も言っていますが、とにかく身を持って感じていただくことが重要だと思います。「今していることはなんだろうかな」「どういう観点でしているのかな」ということに気づくのは後でもいいと思います。条文だけ読んでもまちづくりは出来ませんので、まず汗をかいて体を動かすことを、関係者に対してどう働きかけしていくか、1歩踏み出すためにどういう形で背中を押してあげればいいのか、方法手段を考えるだけでも私は素晴らしいと思います。そういった方向に導けるように頑張っていきたいと思っております。

委員長	<p>以上でございます。</p> <p>皆さんありがとうございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を終了させていただきたいと思います。事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>渡邊委員長さん、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆さまにおかれましても、大変ありがとうございました。</p> <p>次回につきましては、先ほど担当からですね、事前にご説明させていただきましたけども、日程調整をさせていただきまして、8月下旬を予定しております。確定次第ですね、事務局よりお知らせさせていただきたいと考えております。どうぞ、よろしく願い申し上げます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>お疲れ様でした。</p>